

財務諸表に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法により行っている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

社会福祉法人青森県社会福祉協議会の実施する青森県民間社会福祉事業職員共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額の累計額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

これまでの会計処理方法は、社会福祉法人会計基準(平成12年2月17日社援第310号によるものであったが、平成26年4月1日より、社会福祉法人会計基準(平成23年7月27日雇児発・社援発・老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会援護局長、老健局長連盟通知)に変更した。

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- ・社会福祉法人青森県社会福祉協議会が実施する青森県民間社会福祉事業職員共済制度

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 事業区分別内訳表 省略
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表 省略
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表 該当なし
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

千年園拠点(社会福祉事業)

- ・本部
- ・障害者支援施設 千年園
- ・障害者支援施設 千年園(短期入所)
- ・相談支援事業所 ちとせ

各市町村の委託事業である「日中一時支援事業」「移動支援事業」については、本体施設「千年園」と一体的に事業を実施し、また占める割合も僅かであるため千年園サービス区分としている。

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	185,809,912	0	0	185,809,912
建物	185,115,916	75,339,306	0	260,455,222
建物付属設備	30,764,027	23,434,186	0	54,198,213
合計	401,689,855	98,773,492	0	500,463,347

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	32,456,950	501,085	31,955,865
構築物	27,233,097	26,173,241	1,059,856
車両運搬費	26,691,462	23,301,971	3,389,491
器具及び備品	41,179,780	30,538,968	10,640,812
機械・装置	1,237,700	724,364	513,336
合計	128,798,989	81,239,629	47,559,360

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	42,313,130	0	42,313,130
合計	42,313,130	0	42,313,130

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

会計基準の移行初年度に該当するため、貸借対照表(第3号1様式・4様式)及び事業活動計算書(第2号1様式・4様式)の前年度欄は無記載となっている。